

白河市在宅高齢者介護用品支給事業運営要綱

平成17年11月7日

告示第23号

改正 平成20年3月31日告示第66号

改正 平成 年 月 日告示第 号

(目的)

第1条 この要綱は、白河市在宅高齢者介護用品支給事業（以下「事業」という。）として、高齢者を介護している家族の負担の軽減を図るとともに、要介護高齢者の在宅生活の継続及び向上を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、白河市とする。ただし、利用者、サービス内容及び利用料の決定を除き、事業の運営の一部を福島県薬剤師会白河支部等に委託することができる。

(対象者)

第3条 事業の対象者は、次に掲げる要件を満たす者を介護している要介護高齢者の家族とする。

(1) 介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項に規定する認定を受け、要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号）第1条第4号及び第5号に規定する要介護4及び要介護5に該当する在宅の高齢者で、その属する世帯が市民税非課税世帯である者

(2) その他特に市長が必要と認めた者

(事業の内容)

第4条 事業は、サービス券を対象者に交付し、市の委託業者がサービス券と引換えに介護用品（紙おむつ、尿取りパット、使い捨て手袋、^{せいしきざい}清拭剤、ドライシャンプー等）を支給する。

(申込書及び決定)

第5条 事業を利用しようとする者は、在宅高齢者介護用品支給事業利用申請書（第1号様式）により申込みをするものとする。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、速やかに調査し、利用の可否を決定しなければならない。

3 市長は、前項の規定により利用を決定したときは、在宅高齢者介護用品支給事

業利用決定通知書（第2号様式）により申請者に通知する。

4 市長は、第2項の規定により利用が適当でないと認めたときは、在宅高齢者介護用品支給事業利用不許可通知書（第3号様式）により申請者に通知する。

（サービス券の交付）

第6条 サービス券は、月額5,000円を限度として交付する。

2 サービス券の交付は、当該年度の6月末日以前及び7月1日以降の2期に分けて行うものとし、それぞれ前年度及び当該年度の市民税の課税状況により交付の可否を決定するものとする。

（変更事項の届出）

第7条 第5条第2項の規定により利用の決定を受けた者（以下「利用者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合は、在宅高齢者介護用品支給事業許可事項変更届出書（第4号様式）により速やかに市長に届け出なければならない。

- (1) 第3条に規定する対象者に該当しなくなった場合
- (2) 利用者が辞退しようとする場合
- (3) 利用者の氏名、住所等に変更があった場合

（利用の廃止）

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、事業の利用を廃止し、又は停止することができる。

- (1) 利用者が偽りその他不正の手段により事業を受けた場合
- (2) 利用者がサービス券を目的外に利用した場合
- (3) 要介護高齢者の要介護状態の変化又は死亡等により、事業を受けることが不相当と認めた場合

2 市長は、前項の規定により利用の廃止又は停止を決定したときは、在宅高齢者介護用品支給事業利用廃止（停止）決定通知書（第5号様式）により利用者に通知するものとする。

（報告）

第9条 委託を受け、事業を実施した施設は、在宅高齢者介護用品支給事業請求書（第6号様式）を翌月10日までに市長に提出しなければならない。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成17年11月7日から施行する。

(適用区分)

- 2 この要綱の規定は、平成18年度分の介護用品の支給から適用する。

(経過措置)

- 3 合併前の表郷村在宅ねたきり老人等紙おむつサービス事業運営要綱（平成8年表郷村要綱第1号）、大信村紙おむつ給付事業実施要綱（平成12年大信村告示第25号）又は東村おむつ代の医療費控除の確認に係る事務処理要綱（平成15年東村要綱第1号）（以下「合併前の要綱等」という。）の規定による介護用品の支給については、平成17年度に限り、なお合併前の要綱等の例による。

附 則（平成20年3月31日要綱第66号）

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 申請日の属する年の1月1日に本市に住所を有していなかった者に係る支給については、改正後の白河市在宅高齢者介護用品支給事業運営要綱の規定にかかわらず、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する規則（個人情報保護委員会規則第5号）第3条に基づく情報連携開始の日まで、なお従前の例による。